

シンクタンクにおける教育の論理

広瀬裕子

〈目次〉

はじめに

I 1970年代の時代状況

- (1) 高度経済成長の終焉
- (2) ローマクラブの発言
- (3) 学際性の必要

II シンクタンクの役割

- (1) シンクタンクとは何か
- (2) シンクタンク法の登場
- (3) シンクタンク法をめぐる諸論点
— 法案審議から —

(4) NIRAの現状認識

III NIRA提言における教育の論理

- (1) 教育現状分析 — 高学歴社会
- (2) 教育改革の方向 — 生涯教育構想
- (3) 1970年代における生涯教育の意味
- (4) 1980年代の教育政策動向とのかかわり

IV むすびにかえて

はじめに

わが国においては1960年代中頃から頭脳集団とも呼ばれるシンクタンク(think tank)が話題とされるようになり、1965年に野村総合研究所が設立されると、1968年ランドシステム、1970年三菱総合研究所等、シンクタンク設立のブームが始まる。1970年は「シンクタンク元年」とも呼ばれ、この頃から設立が急速にすすみ、1970年代の中頃には100を超えるシンクタンクが数えられている。^(注1) また1974年には、半官半民のシンクタンク、総合研究開発機構も設立された。

この時期は1960年代の高度経済成長もしだいに行きづまり、1970年代の低成長経済へ転換する時期であり、総じてシンクタンクが新時代への水先案内役として登場してきたことがうかがえる。しかもそれらのうちいくつかは教育に対しても重要な発言をしており、以上のような観点からも、その論理を明確にする必要が感じられるのである。

小論では、特に日本におけるシンクタンク登場の背景に重点をおきつつ、代表的なシンクタンクである総合研究開発機構(National Institute for Research Advancement, 以下、NIRAと略す)の教育提言をとりあげ、その意味するところを明らかにしたい。

I 1970年代の時代状況

わが国のシンクタンクの性格を理解するために、その登場・展開の背景となった1960年代後半そして1970年代という時代がどのような時代であったのか、その特徴を整理するところからはじめたい。

(1) 高度経済成長の終焉

1960年代にわが国は、周知のように高度な経済成長を経験した。これは単に経済的な成長およびそれに関する諸状況の変化をもたらしたのみならず、社会的にも自然環境にも大きな変化をもたらした。ところが、1960年代の後半には早くもそれによるさまざまな社会矛盾、社会問題が露呈してくる。公害問題などはその代表的なものである。この経済成長の行きづまりが決定的になるのは、1973年秋のオイルショックである。それまで一応みかけ上は高度成長が継続しているかにみえたが、このオイルショックをきっかけに明白にわが国は低成長型経済へ移行した。それにともなって、既に自覚されつつあった公害に代表される諸問題が、むきだし状態になったのである。

これ以後は、わが国が1960年代の急激な経済成長、社会変化による見かけ上の豊かさを享受すると同時に、それによる諸矛盾の露呈に正面からかかわらざるをえなかったといわなければならない。その意味で、高度経済成長の終焉は、この時期を特徴づける重要なファクターである。

(2) ローマクラブの発言

日本ではこのように高度経済成長のツケという形で諸問題に直面しはじめた頃、世界的な規模でやはり経済成長による歴史的な危機が問題にされはじめる。1972年にローマクラブ(the Club of Rome, 1968年4月、ロ

一マで最初の会合を開催) レポート『成長の限界』^(注2)が、この問題を世に問いかけ、注目された。これは、システムズアナリシスという手法を使ったコンピューターによる未来予測で、人口、資本、食糧、天然資源、汚染の5つの指標を用いて分析が行なわれている。そして、その結果にもとづき、同レポートは地球の有限性を説き、幾可級数的成長の限界を強調した。

これに続くローマクラブ第2レポート『転機に立つ人間社会』^(注3)では、更にすすんで、今日の地球の危機とされる諸問題の質の解明を試ている。そして諸問題相互のからみあいを指摘しながら、次のように言う。「過去においては大きな危機は否定的な原因から生じてきた。(略) それに対して、現在の危機の多くのものは肯定的原因によっている。現在の危機は、もともとは人間がよかれと思って行った行動の結果生まれたものである」^(注4)(下線原文)。例えば、自然界のエネルギー開発や、医療の進歩による人口増加などの例がそれをよく示している。そこで次のようにいう。「今日では、イデオロギーや宗教的信念としてすべての人類に深くしみこんでいる基本的価値観が、最終的にはわれわれの抱えている多くの問題の根源であるように思われる」^(注5) すなわち、この間、何の疑いもなかった成長なり進歩に関する価値観の転換すら避けて通れないということであり、今までとは全く異なった質の問題に、現代の人々が直面しているということである。

ローマクラブが主として人間と自然とのかかわりにポイントをおいて警鐘を鳴らした一方で、人間社会における人間の生活にポイントをおいて、やはりこの時期の急激な変化に言及したのが、A.トフラー(Alvin Toffler)である。

『FUTURE SHOCK』(1970年)においてトフラーは、現代の「日を追って加速度を加えていく変化」^(注6)の中で、「救いようのないストレスと、あまりにも短い期間に、あまりにも多くの変化を受けてどうしてよいかわからなくなった人間」^(注7)の状態を“フューチャ・ショック”と表現し、変化のありよう、来たるべき未来の方向を探ろうとした。そして後の『THE THIRD WAVE』(1980年)で、その変化を次のように特徴づけた。「われわれは古い文明に属する最後の世代であるとともに、新しい文明の最初の子らである。われわれが現に体験中の個人的な混迷、悩み、疎外などは、とりも直さずわれわれの、あるいはわれわれの政治体制の中の、死にゆく第2の波(=産業文明……広瀬)となだれ込む第3の波の相克を直接映すものにほかならない」^(注8)そして到来しつつある第3の波を次のように性格づける。「新文明には、これまでの産業文明と矛盾するものが無

数にある。高度に科学技術的であると同時に反産業的である。」^(注9)

いずれにしても、われわれが直面しつつあった状況が生産力の増大をメルクマールとしてきた近代化路線の行きづまりであるという点では、両者とも見解は一致している。このように日本においても世界においても、近代化自体が質の転換なり方向の変更なりを迫られているという点も、この時期の大きな特色のひとつであろう。

(3) 学際性の必要

人々に負わされる課題がダイナミックで複雑になるにともなって、それに対処する方法が求められる。しかし当然のことながら、多くの問題は、もはやある特定の分野のみの領域で処理できるものではなくなってきている。ひとつ都市計画をとってみても、住宅、教育、医療、衛生、経済、交通、労働、自然保護等々の諸観点から総合的に考えていかなければならない。これは、総合的な行政の対応を求める行政改革の問題であるとともに、学問における学際性が必要とされるゆえんでもある。

この傾向は、国家対国家の外交面でも強調されるようになった。1978年、大平正芳は総理大臣就任に先立ち、国家防衛に関して総合安全保障戦略を提唱した。それは次のように説明される。

「資源と市場のほとんどを海外に求めなければならない我が国にとって、世界のどのような紛争もその存在を脅かす。ましてや兵器開発が極度に進んだ今日、我が国が直接の攻撃対象となった場合には、到底単独でこれをもちこたえることは不可能であり、これまでとられてきた集団安全保障体制ですら十分ではなくなった。そのため、我が国は、平和戦略を基本とした総合安全保障体制を整え、その安全を確保しなければならない。すなわち、現在の集団安全保障体制 — 日米安保条約と節度ある質の高い自衛力の組み合わせ — を堅持しつつ、これを補完するものとして、経済、教育、文化等各般にわたる内政の充実をはかるとともに、経済協力、文化外交等必要な外交努力を強化して、総合的に我が国の安全をはかろうとするものである。」^(注10)

従来からの安全保障体制を補完するものとして提示されたという意味では、これは基本的にわが国の外交路線を踏襲するものであるが、ここで新たに注目すべきは、国家の安全はもはや軍事的側面から発想するだけでは十分ではないという状況認識である。すなわち経済、文化、政治あらゆる面での国力を結集しなければ、国家の安全保障は不可能な時代になったという認識なのである。

そもそも国家の安全保障とは、「軍事力による防衛を前提にして、これと一体となった非軍的要因を包含する

もの」^(注11)といわれるように、軍事的防衛のみを意味するものではなかった。しかしながらわが国において、軍事力以外の領域での安全保障問題が大きくクローズアップされるのは、1973年のオイルショック以後であるといえるだろう。安全保障の経済的側面にアプローチした三菱総合研究所の研究結果『日本経済のセキュリティに関する研究』(1975年3月)は次のようにいう。

「石油危機下における日本の経済的・政治外交的対処のし方は、後手後手にまわり、また長期的視野にたつ原則的立場の無さをまざまざと露呈した。／この教訓から何をひきだすべきであろうか。それはきわめて多岐にわたるが、何よりもわが国における資源(=原料、鉱物資源、エネルギー資源、食糧等……広瀬)^(注12)に対する安全保障措置の欠如を挙げなければならない」^(注13)あるいはまた次のようにもいう。「軍事力だけが力の内容でありえた過去の国際関係と違って、今日みる経済的争点の急速な増大は、力の意味それ自体に多様な内容をもたせるようになったのである。」^(注13)

このように、オイルショックを契機とした高度経済成長の終焉は、わが国の外交路線の再考をももたらしたといえることができる。

一方、内政面に視点をむけると、このような傾向は、行政におけるセクショナリズム批判という問題としてもうかびあがる。ひとつの事例に多面的なアプローチを必要とする場合、たてわり化された今日の行政機構は、それに十分対応しきれない。また、各省ごとに設置される各種審議会がその省の管轄領域を超えて答申することがむずかしい「審議会体制」なども、そのあり方が批判されることになる。

Ⅱ シンクタンクの役割

以上のような時代を背景にして、わが国におけるシンクタンク分野が成長してくる。では、そもそもシンクタンクとは何なのか、そのあたりからみてみることにしよう。

(1) シンクタンクとは何か

シンクタンクとはもともと、ジャーナリストによって、アメリカのランド・コーポレーション(The RAND(=Research and Development) Corporation)を形容するために考えだされたことばであるといわれる。^(注14)ランド・コーポレーションは、第2次世界大戦後アメリカの空軍内に設けられた研究機関が、1948年5月に法人として独立したものである。それをシンクタンクと呼ぶ場合その特徴は、「長期的未来に関する戦略的な政策提言を行なう非営利の独立の機関」^(注15)ということにな

る。そしてこのシンクタンクに特有の手法が、いわゆる学際的アプローチである。この方法によりランド・コーポレーションが人工衛星システムを開発したことは有名である。

アメリカのシンクタンクの規模は概して大きく、例えば人員数でいうと、当時、ランド・コーポレーション、1,200名、内研究者600名、外部コンサルタント800名。バットルメモリアル研究所(Battelle Memorial Institute)6,900名、内大学卒業者の割合が48%で博士号保持者600名。スタンフォード研究所(Stanford Research Institute)2,800名、内専門家が1,500名で博士号保持者375名、修士号保持者520名、学士号保持者663名といわれる。^(注16)

いずれにしても、無形の頭脳を資本とする研究機関というのが、シンクタンクの基本的な姿であるといえる。

(2) シンクタンク法の登場

日本においては1970年代初期まで、民間主導でシンクタンクがつくられてきたが、1970年頃から行政側も積極的にシンクタンク設立にむけてとりくみをはじめた。

産業構造審議会シンクタンク委員会は、1970年度に産業政策科学センターというシンクタンク構想を提案し、同じく同年度に科学技術庁もソフトサイエンス総合研究所の設立を提案する。内閣総理大臣の諮問機関である科学技術会議の答申「1970年代における総合的科学技术政策の基本について」(1971年4月)も、新時代に対応する頭脳集団の必要性を述べている。

このような中で、1972年8月頃から経済企画庁、通商産業省、科学技術庁の3者の相談により、シンクタンク設立の具体的準備がはじまる。その結果、経済企画庁が第71国会(1972～1973年)の商工委員会に「総合研究開発機構法案」(俗に「シンクタンク法案」とも呼ばれる)を提出した。ちょうどオイルショックの直前の時期にあたる。この法案は、半官半民で本格的なシンクタンク総合研究開発機構(NIRA)を設立しようという内容のもので、同法案の中でその機構の目的と業務は次のように規定されている。^(注17)

(目的)第1条 総合研究開発機構は、平和の理念に基づき、現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与するため、民主的な運営の下に、自主的立場から、総合的な研究開発(経済、社会、技術等に関する各種の専門的知識を結集して行なわれる基礎的、応用的及び開発的な調査研究をいう。以下同じ。)の実施及び助成、総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供等を行なうとともに、総合的な研究開発の成果を公開し、もって国民の福祉の増進に資することを目的とする。

(業務)第23条 機構は第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一、総合的な研究開発の実施及び助成
 - 二、総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供
 - 三、総合的な研究開発の成果の公開
 - 四、総合的な研究開発に関する研究者に対する研修及び総合的な研究開発の企画調整に当る者の養成
 - 五、総合的な研究開発に関する研究者に対する研究施設その他の施設の提供
 - 六、総合的な研究開発に関する研究機関との提携及び交流
 - 七、前各号の業務に附帯する業務
 - 八、前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務
2. 機構は前項第八号に掲げる業務を行なおうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(3) シンクタンク法をめぐる諸論点

一 法案審議から

この法案の審議過程において、この種の機構の設立自体に対する積極的反対はみられない。現代の社会が直面しつつある諸問題の重大性については、超党派で合意が形成されていたと考えられる。審議全体を通しての論議のポイントは、以下の諸点である。

- ① 平和利用の問題
- ② 民間出資者の影響力の問題
- ③ 政府からの自由、公開原則等の問題
- ④ 他のシンクタンクとの関係、等々。

i) ①に関しては、例えばランド・コーポレーションなどアメリカのシンクタンクが軍と非常に近い関係にあり、軍からの発注も多いことなどから、当然の疑問としておこってくる。これに対して宮崎仁政府委員は次のように答えている。

「いわゆるシンクタンクというものの発生の過程を見てまいりますと、軍事研究等を中心にこういった技術が開発され、そしてそれをさらに社会開発の分野その他にだんだん適用してきた、こういう経緯をたどっております。わが国の場合には直接こういった社会開発的な、あるいは社会問題ということに取り組んでいくわけでございますから、したがって、そういった目的指向の形において最初に違いがある。」(5月9日)

わが国では、特に1960年代にはいつの高度経済成長期以来、社会問題の基礎に軍事的要素より経済的要素をみる傾向が強く、軍事問題がアメリカほど主要な関心

事ではなかったこともあり、またこの時期の当面の問題も経済問題を主とするものであったことも、日本のシンクタンクの特徴を形づくるものであった。ただこの危惧に応えるため、第1条に「平和の理念に基づき」という文言が入れられた経緯がある。

ii) ②に関しては、宮崎政府委員は次のようにいう。

「現在の状況から見まして、実際はやはり民間企業から相当出資をしていただくということにどうしてもなってくると思います。その際に、そういった出資に対する、言ってみれば見返りともいふべきものは実はあまりございません。」(5月8日)

また、小坂善太郎国務大臣は次のようにいう。

「企業は利潤追求ということが、一応のたてまえになっておりますけれども、いまの民間企業の代表者の中で特にこうした公的なものへの参加を求めようという人たちというものは、相当に、自分のところの会社のことよりも日本の経済界全体の先行きのことを考える人たちでございまして、日本経済の全体のことを考えるということと、とりもなおさず、日本の国民生活の今後を考えるということとございまして、そういう意味で、非常に公的な視野に立ち得る人たちである。」(5月8日)

直接見返りのない事業に、民間の企業が出資をするであろうか。利潤追求を目的とする企業である限りそれは考え難い。経済同友会は「70年代の社会緊張の問題点とその対策試案」(1972年2月)の中で次のようにいう。

「人々の心の緊張を解消し、対外的な摩擦の発生を防除するひとつの方法は、内外にわたる急激な変化の方向と、その対応策を迅速に発見し、的確にして体系的な情報を広く社会に伝達することである。こうした意味で、新しい情報処理・伝達システムを形成することは70年代においてとくに重要である。／しかしながら、このようなシステムは(略)多くの研究分野の成果を創造的に結合してはじめて創出されるものであり、(略)。／この設立にあたっては、(略)経済界全体でこれに取り組み協力することが必要である。／いうまでもないことであるが、こうした財団は、幅広い経験と視野を有し、中立厳正な判断を行ないうる人材からなるボードによって、経済界からは自由な立場で、運営されねばならない。」^(注18)

同「試案」が提案するこの「財団」の具体的機能は、①長期的視野から明確なプロジェクト目標を設定し、②その推進に必要な優秀な頭脳や頭脳集団を各分野から有機的、機動的に結合し、③研究スケジュールを含めてこれらの研究管理をおこなうとともに、あわせて資金を提供するものでなければならない、の3点である。いわばシンクタンクそのものである。この財団が、「中立厳正な立場で」各分野の成果を集め、長期的プロジェクト

にとりくむことは、企業自身が長期的視野に立って自らの存立基盤を強固にするうえでの欠くべからざる情報源になりうるのである。したがって、それに出資することは最終的に企業自身の利益でもあったととらえなければならぬ。

iii) ③に関して、シンクタンクが民間からはじまったわが国においては、新しくつくられる本格的なシンクタンクに国が出資するということは、シンクタンク全体の質や性格を特定する上で、期を画するできごとである。国家が資金面で関与することが、その機構の目的、方向にも影響を与えるのではないかというのは、当然考えられる疑問である。同法案第1条にある「自主的な立場」に関し、宮崎政府委員は次のように答えている。

「この機構が課題を選定し、そしてまた研究の方法を選び、その成果をみずから評価をして発表していくようなことについて、行政府等からいろいろ制肘を受けないように自主的な立場でやっていると、こういうことで考えて、この規定が入っているわけでございます。」(5月8日)

そして同機構がとり扱おうとしている社会的諸問題に関して、「先進国すべてが、社会主義国も含めて、こういった問題に直面しているわけでございますので、(略) 区別とかそういうことはあり得ないと考えておる次第でございます。」(5月8日)と述べ、国家が同機構に関与することについての政治性に関する危惧を否定した。すなわち、新しい機構が行なおうとしていることはもはやイデオロギーを超えた事業であることの、確認を求めたということもできる。

また、この機構内に設けられる研究評議会の人選が内閣総理大臣の承認を必要とする点について、次のように説明される。

「この評議会は、実際問題として非常に重要な役目をしていただくわけでございますが、これは各方面の有識者でりっぱな方々に評議員になっていただく、こういうつもりでございます。それが片寄ることがないように、一応内閣総理大臣の承認ということにもなっているわけでございます。」(5月9日)

この評議会には、後、日本労働組合総評議会の議長もそのメンバーに加えられるなど、一応形の上で、イデオロギー的に中立であることがアピールされている。

しかしながら、法案提出までの過程に科学技術会議の意向を尊重する一方で、日本学術会議とは相談がなされていなかったことなどあり、この点、野間友一委員は次のように批判している。

「自主、民主あるいは公開、そういう点からしても非常にずさんな、不十分なものだ。しかも企業あるいは行

政サイドでこういうものが進められる危険性というものは十分考えられる。特に、最高頭脳である、学術会議が全く考慮されていないということについて、私は、この法案については非常に疑問だと思っております。ですから、特に私が強調したいのは、自主、民主、公開、特にそれに関して学術会議に諮問して十分意見を聞いて、そしてこの法案を整備すべきである。」(5月30日)

ここで表明されている危惧は「企業あるいは行政サイドでこういうものが進められる危険性」である。大企業の資本と行政の統合の下に事業が行なわれるという形態は、それだけでその政治的意図の所在、その利権の構造に人々の関心を向けさせるに十分な要素をもつ。それゆえ同法案の審議過程においてもこの点がひとつの争点になるであろうと予想されたのである。しかしながら、実際の審議にあってはこの問題は、主として上にもみたような日本学術会議への諮問の有無という手続問題としてしか具体的な形でとりあげられていない。

経済的にも社会的にもわが国が変動期にあり、それに対応するための総合的な主導理念の模索の必要という、大義名分に対抗しうる同法案への批判論理を示すことは難しかったということだろうか。あるいはまた、同法案が扱っているのが新しいタイプの機構の創設であったため、それを計画する側でも模索の状態であったと同時に、それを検討し批判する側でも具体的イメージをつくりにくく、政治的な領域での批判が難しかったということでもあろう。結局、この種の危惧に対しては、第1条の中に「民主的な運営の下に」という一句がつけ加えられるにとどまった。

iv) ④に関し、宮崎政府委員は次のように答えている。

「特定の課題について独立採算的に報酬をもらってやっていくというような形の問題は、これは大体民間のシンクタンクにお願いすることになります。それで、そういったものでない、比較的一般的で、公共的で、また結果についての利益といいますが、報酬を期待するというものではない、国民全体の利益に係るような、そういう問題をこの新しい機構でとりあげていく。」

実際に設立後同機構は、他のシンクタンクへの助成、委託等の業務を通し、シンクタンク相互の統合を計るとともに、それらを育成する機能をも果し、数多い日本のシンクタンクの中で指導的立場を担うに至っている。同機構のこのような性格は、「シンクタンクのシンクタンク」という呼称にもあらわれている。

以上のような審議を経て同法案は、6月5日に採択される。これにもとづき翌1974年3月25日、官民各界の出資寄付により200億円を超える基金が集まり、^(注19) 総合研究開発機構(NIRA)が成立した。

(4) NIRAの現状認識

NIRAは1975年から1978年にかけて総合プロジェクト「21世紀への課題」を行なった。その結果は『現代日本の課題』(NIRA)や『事典 日本の課題』(NIRA編)などにまとめられている。ここでは、NIRAの日本社会の現状に対する認識がまとめられている。NIRAの教育提言をみる上で、その基礎となる同プロジェクトの内容を知っておく必要があると思われる。以下、その基本的部分をまとめてみよう。

NIRAは現代を「手づまりの時代」ととらえた。つまり、「さまざまな問題が複雑にからまりあって、つきからつきへとあらわれる。どれに対しても効果のある明快な対策をたてられない」^(注20)時代である。そしてそのような状況の中で国内的には経済政策の転換、対外的には役割のみをおしの必要を強調する。すなわち国内の経済は高度成長から低成長へその構造転換を余儀なくされる。それは同時に「わが国が高度成長を通じて築きあげた大衆消費社会の見直し」^(注21)をすることでもあり、経済効率主義の考え方やそれにもとづく諸々の制度、慣行、文化をもみなおすことにもつながっている。一方対外的には次のようにいう。「これまで日本は世界の諸問題の解決に自らを参加させるという発想に欠けていた。(略)すでに大国としての力を備えたいま、過去と同じ姿勢をつづけることは許されない」^(注22)そればかりでなく、エネルギー、通貨、通商、南北対立など、世界が共通してとりくまなければならない諸問題があり、また、高度に情報化された国際情勢の中で「日本が世界の国々から孤立しない」ためにも、「国際交流は『安全保障』の一環と考えるべき」^(注23)なのである。

国内的にも対外的にも問題は複雑で新しい局面を迎えており、それに対処するためには従来と異なる対応が必要とされる。概してNIRAはこのように状況を把握したのである。このような認識はNIRAそのものの設立を推進するに至った各界の状況認識と地平を同じくするものであり、NIRAは大がかりなプロジェクトを通じて自らの立場を体系的に再認識したと考えることができる。そしてこのような視点は、近代の大きなメルクマールでもある物質的生産至上主義によってもたらされた内外の問題を正面からとりあげているために、当然その原理を修正せざるをえない立場にある。

したがってその限りにおいて、NIRAは近代の落し子であるとともに近代の批判者でもあるという性格をもち、その提言に一定程度のイデオロギー的柔軟性、斬新性を付与する結果になっている。これはNIRAの研究内容を理解するためにも、更にそれらを批判的に検討するためにもおさえておかねばならない点である。

III NIRA提言における教育の論理

先のような社会状況認識を背景に、NIRAは「しかし、日本の強みもある。1億人の教育水準は高く、知的活力は旺盛であり、技術力も高い」^(注24)と述べ、教育という分野に大いに期待を寄せている。「国力」の形成あるいは増強の方途として人材の育成を前面にもち出すという発想は、戦後直後の教育改革における「文教再建に関する決議案」(1946年8月)や、^(注25)1960年代の高度経済成長政策の下における人的能力開発政策にも同様にみられるもので、NIRAも新たな時代的局面にあたって人材育成を担う教育に注目したといえることができる。

NIRAの成立経過からもわかるように、その研究視点は国家レベルの政策の方向に向けられており、教育に関してもそれは同様である。したがってマクロ的視点をその特徴としてみることができる。

これらの教育発言を大きく分けると、教育の現状分析と教育改革のための提案の2つに分けられる。小論では、前者の代表として『事典 日本の課題』^(注26)後者の代表として『現代日本の課題』^(注20)および『日本の生涯教育—その可能性を求めて—』^(注27)をとりあげた。以下これらにみられる教育の論理をみていくことにする。

(1) 教育現状分析 — 高学歴社会

NIRAは現在の教育の傾向を高学歴化というタームでとらえた。高学歴化を速めた要因として経済水準の上昇、産業社会の発展による高度な知識の需要増、学歴主義などを挙げている。そして高学歴化現象は、社会のさまざまな場面に影響を与えた。例えば「急激な高等教育の量的拡大は、高等教育機関間に存在する階層構造とそれを構成する各大学群間の質の格差」^(注28)をより強固に温存することになり、進学競争過熱による教育弊害もある。加えて、卒業生を受け入れる企業の雇用構造が、即高学歴化に対応していくために人事上の問題を生じ、教育投資効果の減少という事態を招くこととなった。また特に女性の高学歴化が顕著で、それのみあうだけの雇用市場が確立していないことなどによる社会的インパクトもある。

総じていって、教育と社会の対応関係が不安定であり、その原因は、特に高度経済成長期を経て変化した社会と、同じく変化した教育の状況が対応しなくなってきたことにあるという認識を読みとることができる。

(2) 教育改革の方向 — 生涯教育構想

では、両者が対応するように教育制度を改革するには

どうしたらよいかということになるが、社会の変化の方向が特定できない今日にあっては、固定化された制度ではなく柔軟なものが求められることになる。そこでNIRAは教育改革の方向として、生涯教育制度を提唱する。

わが国でも1960年代後半から生涯教育論が紹介され、また論じられてきた。しかしながら生涯教育という考え方が新しいものであったこともあり、しばらくはP.ラングラン(Paul Lengrand)によるユネスコの生涯教育論の紹介を中心に、それらは「論」の域を出なかった。また生涯教育あるいは生涯学習といわれるものの中身、すなわち概念自体も確定的なものではなく、模索の状態が続いた。

生涯にわたり、その人の学ぶ機会を保障するという生涯教育の基本的な構想は、大局的な教育政策の指導理念にもなりえたし、また生涯にわたる教育を受ける権利の実現を望むという意味では教育運動の指導理念にもなりえたのである。この間の事情を持田栄一は次のように説明する。

「1970年代を迎え、生涯教育論がクローズアップされるようになった理由としては、つぎのようなことが考えられる。／一つには、従来の近代公教育—資本主義公教育が生涯にわたる継続した教育を保障していないことによる。／二つには、『現代』的情况が進行し、教育の社会主義化への傾向がつかまるのに対応して、資本主義諸国家においても、近代公教育体制を前提としながらも、それを一定限度『改良』することによって体制総体を安定化し効率化しようとする措置がとられるようになったことによる。」(注29)

すなわち第1の理由、資本主義公教育の下では生涯にわたる教育が保障されていないという指摘は、それゆえ生涯教育という理念が教育保障を求める教育運動的イデオロギーになりうることを予想するものであり、第2の理由、資本主義国家の「改良」による体制の安定化、効率化指向は、生涯教育理念がそのための教育政策の指導理念になりうる可能性を説明するものである。一見相反する教育的立場である、教育政策を策定する立場と教育運動を推進する立場の両方において生涯教育論がとり入れられつつあった傾向を、持田は合理的に説明しようとしたのである。

このような状況の中で政財界も1970年代にはいると生涯教育に強い関心を示しだした。例えば関西経済同友会は1971年3月に「企業における人間疎外対策並びに生涯教育に関する見解」を出し、また日本経済調査協議会『新しい産業社会における人間形成』(1972年3月)は、「この歴史的な転換期に直面して、教育の新しい対応がきわめて重要な課題であることを認めるとともに、

このような新しい産業社会に発展しつつあるわが国の人間形成のあり方として『生涯教育』の必要性をとくに強調し、このための環境条件を速やかに整備すべきことを提唱する。」(注30)と述べ、新しい産業社会が必要とする人材を求めるために生涯教育の重要性を指摘した。そして「われわれの提唱する生涯学習の視点に立って、総合的な文教政策を確立し、それを国民的合意のもとに、効率的に実施してゆくには、文部省機構の改組はいりまでもないが、広く文教行政全般について抜本的な刷新をはかる必要がある」(注31)と、生涯教育路線での大幅な文教改革を提唱している。一方、同じ時期に行政側においては、「情報化社会における生涯教育」(経済審議会、1972年6月)など、生涯教育を意識した答申が出されている。NIRAの生涯教育論は基本的にこれらの延長上に位置づくものである。

NIRAは1977年以来、生涯教育研究委員会(主査天城勲)を設け調査研究をすすめてきた。そして他のシンクタンクへのいくつかの委託研究を経てまとめられたのが『日本の生涯教育—その可能性を求めて—』(1980年8月)である。

同研究は、生涯教育が必要とされる諸要因を職業ないし職場環境の変化に関するものと、それ以外の生活環境の変化に関するものに分けてとらえた。そして特に先進国での科学知識の進歩や技術革新の影響の大きさを指摘し、前者に関しては生涯教育を「科学知識の進歩→技術革新→産業・職業構造の変動→職種・職務内容の変更→再教育・再訓練の必要性」という文脈でとらえる必要を述べている。とともに、それ以上により広範で、それゆえ生涯教育問題でのむしろ“多数派”である後者においても科学知識の進歩、技術革新の大きさを指摘している。そして、「生涯教育化政策を促す要因」を次の4つのレベルにまとめた。

第1 個人レベル 自由時間の増大が在学年数の延長、生活水準の向上などと結合し、ライフサイクルの変動を招き、生涯設計の計画変更を迫る。

第2 家庭レベル 家庭の消費単位化、出生率の低下や核家族化、さらに耐久消費財の普及に伴う家事労働の軽減などがおこっている。このことは、主婦の教育や学習に対する関心の高まり、余剰エネルギーの存在を示し、再就労希望の増大と相まって、生涯学習のニーズを潜在させているとみることができるとみられる。

第3 地域社会レベル 産業や人口の大都市集中による過疎、過密地域の問題の発生、生活環境の悪化などにより、新しいコミュニティの形成ないしはコミュニティ意識の創造が必用とされる。

第4 より広域な社会のレベル 情報化社会における情報の洪水、価値多元社会における価値観の混乱、大衆化社会における孤独な群衆、巨大な管理社会における人間疎外といった問題が、人々に学習を求めさせる契機となっている。

このような総体的な観点から同研究は、生涯教育政策の必要を説いたのである。

(3) 1970年代における生涯教育の意味

しかしながら問題は、それぞれのレベルでの具体的な教育制度や学習内容をどこに設定するかという点である。ひとつの方法として個人的ニーズ、社会的ニーズという概念が一般的に用いられる。すなわち、個人が主体的に何を学びたいと考えているか、またどのくらいの学習意欲をもっているかという個人的ニーズを基本にすえ、学習者の主体的学習を最優先させて学習内容等を設定する前者と、そうではなくその時の社会がどのような問題をかかえ、そしてそれを解決したそれに対処するための人材を得るにはどうしたらよいかという、社会的ニーズから学習方法や学習内容を設定する後者、という二方向のやり方である。

上の各レベルをこれらの各ニーズとのからみで考えると、全てに整合的な生涯教育制度を発想することは大変むずかしい。それは特にそのレベルが高度、あるいは広範囲に設定されるにしたがって顕著である。いわゆる個人的ニーズと社会的ニーズは構造的には無縁ではないとはいえ、即自的には生涯教育に対する別々の契機であり、この両者が必ずしも一致するとは限らないのである。このことは生涯教育を教育政策として策定する側の難であるばかりでなく、それを変革主体の形成を目的とする教育運動として構想する側にも同様にあてはまるものである。両者とも、もともと諸問題に自覚的である人々を対象にしている場合にはこの主体の問題は大きな問題ではないが、生涯教育というような、広範囲な人々を包摂する方策をとるに至ると、その性質を決定する上においても大きな問題となってあらわれるのである。

ところでライフサイクルの変化、自由時間の増大など個人をとりまく社会環境の変化から生じる主として生涯教育への個人的ニーズと、高度経済成長を経た社会構造、産業構造あるいはそれにもなう産業社会の新たな諸問題等々から生じるいわゆる社会的ニーズが、同一の社会を背景に形づくられてきたにもかかわらず、両者の一致が保障されないのはなぜだろうか。この点を説明するには、この時代の社会状況に立ち入る必要がある。

村上泰亮は、高度経済成長以後の「日本社会の中間部分を占めている(略)龐大な人々」を「新中間大衆」と

名づけ、その特質の分析を試みている。村上は次のようにいう。

「新中間大衆はいずれも何らかの形の既得権益に関わっており、失うべき何物もないという無産者の状態にはもはやない。その意味で彼らは『垂有産者』であり、大繁栄期に成立した体制の側に立っている。彼らの願うのは、現状維持であって革命ではない。」^(注32)

また次のようにもいう。

「伝統への愛着を媒介としたイデオロギー的忠誠心は次第に薄らいで、既得権益への関心が保守党支持の最大の理由となる。そもそも保守主義も1つの主義であり、そのためには本来当面の利害を犠牲にする側面を含んでいるはずである。その意味でいえば、新中間大衆は保守化しているのではなく保身化しているにすぎない。」^(注33)

すなわち1970年代以降の多くの人々は、高度経済成長期を経て手にした既得権益を守ることに主たる価値をおく「保身化」の状態にあると指摘している。それは保守党支持ともつながるが、決して政治的に保守化したということではなく、単に自分の生活を守ることに主眼をおく行為でしかないという特徴をもつ。同様にこの時期の日本の大衆の政治的側面を上野輝将は「生活保守主義」と指摘し、その特徴を次のように述べている。

「まず第1に生活の経済面に関心を集中し、その限りで政治の動向にもある程度の敏感さをもち一種のバランス感覚がある。しかし第2に政治的な行動意欲は従来より弱まり、政党や社会諸組織への忠誠心や帰属意識も弱く、投票行動は流動的・複合的な消極的支持だ。第3に現在の生活を保証する大きな枠組を守るという意味での現状肯定主義であってイデオロギー的な保守回帰ではない。」^(注34)

つまり、特に1960年代以降のわが国は経済中心の政策がとられたこともあり、政治、社会レベルともに経済的要素に注目する傾向がよくなった。しかしその経済意識は、個々人にとっては自分の生活に反映する利害の問題に矮小化され、それにかかわる限りでは政治に関心を示す。しかしそれ以外では自分の生活を守るという意味での現状肯定派であって、決してイデオロギー的に保守というのではなく、概して没政治化しているということである。

1970年代の日本の多くの人々の社会意識をこのようにとらえるとする、生涯教育政策あるいは生涯教育運動推進にあたって、その教育内容を個人的な必要性を基軸に求めた場合に、なかなかそれが個人的需要の範囲から広がらない傾向を説明することができる。そして同時に社会的・国家的目的、また運動における主体形成という目的にそれを昇華させるには、外的、意図的働きかけ

が不可欠になってくる点なども導きだされる。

いかえるならば、このような日本の社会状況を背景として生涯教育をすすめる場合、どうしても学習形態、学習内容の設定にあたって外的、意図的働きかけを必要とせざるをえないということになる。個人の主体的意欲に基礎をおく方法では、なかなか生涯教育としての有効性を発揮しえないということでもある。その後生涯教育という教育改革理念が、しだいに個人の人々の主体性に重点をおく教育運動的意味あいよりも、教育計画的あるいは教育政策的意味あいを色濃くもつに致す原因も、これが必然的に何らかの計画調整力を必要としたことと無関係ではないだろう。

このように考えるならば、わが国の政策路線を総合的に検討していたNIRAが教育に関しては生涯教育をその改革理念としたことは、けだし当然のことであったというべきであろう。そしてNIRAは同研究において次のように生涯教育の方向を設定した。

「少なくとも公共施策として提供される生涯学習機会、現在我々が直面しつつあり、また将来も引き続き対決を余儀なくされるであろう幾多の難問題を乗り切つてゆける能力を、できるだけ多くの人々に具備させることを最優先すべきものと考えられる。それは個人の趣味の問題であるよりも前に社会的な存続の要件であり、地球上のすべての人々の人間的尊厳を維持しながら人類が生きながらえていくための条件なのである。」^(注35)

このように同研究は、生涯教育の緊急性から、それを教育政策として行なうことに関する一定の意味づけを行なったのである。

ところでNIRAの生涯教育論をみるときにみのがしてはならないのは、教育の行政主体のあり方にまで改革の視点が及んでいる点である。同研究は次のようにいう。

「広く人間生活の全領域にわたる生涯学習活動、あらゆる行政分野にまたがる生涯教育施策をどこか一つの行政庁だけの所管とすることはまず不可能である。とすれば、生涯教育政策はすべての行政部門の協同の下に総合行政として展開されるほかないということになる。しかし、それにしてもなお、真に総合化行政を実効あるものとするためには、関係省庁・部局間に連絡組織が不可欠なだけでなく、全体的計画の立案と権限調整は必要である。」^(注36)

幅広く柔軟な教育制度を運営していくには、それにみあった行政システムが必要となる。教育関係行政を文部省に集中させている現システムの問題を指摘するとともにその行政主体を既製の省庁のようなたてわり行政機関におくことに対しても同研究は批判的である。そして各省庁のたてわり領域に左右されず、「全体的計画の立案

と権限調整」を行なうことのできる機関の設置の必要を説くのである。

このような、行政のセクショナリズムの批判と、それを超越したところに新たな教育計画、教育行政の主体を置こうという発想は、NIRAばかりでなく、すでに1970年頃から財界の教育提言の中にいくつかみられたところである。例えば「高次福祉社会のための高等教育制度」(経済同友会、1969年)は、「これからの社会における教育の重要性を考えると、教育施策は単なる文教政策の枠を超えた国の基本政策の一翼を担うものでなければならないであろう」^(注37)として「国家教育計画会議」を提唱した。前出『新しい産業社会における人間形成』(日本経済調査協議会、1972年)は、「家庭・地域社会・学校・企業等を通じ、また国の内外にわたって豊富な学習機会を有機的な連携を保って提供するためには、文部省のみならず各省庁にまたがる課題が少なくない。われわれは文教政策の基本方針に関する総理大臣の諮問機関として、内閣に新たに国民文教会議を設置するとともに、これに強力な事務局を配置することを提唱する」^(注38)と述べている(傍点いづれも広瀬)。

NIRAの教育行政のセクショナリズム批判と新たな教育行政主体の提唱は、いわば高度経済成長後の、これら財界サイドの教育行政主体に関する提言と、その教育論の背景において認識を同じくするものだといえよう。

(4) 1980年代の教育政策動向とのかかわり

以上のように、高学歴化社会という概念で教育現状を分析したNIRAは、生涯教育を教育改革の主導理念にすることを提唱した。そしてその時代適応性、柔軟性を求めるために教育内容、制度に関心を示したばかりでなく、教育行政機構そのものの改革にまで言及した。教育に関するこれらの傾向は、1980年代にはいり各界から教育に関心が向けられ、行政改革と並んで教育改革が大きくクローズアップされるに及んで、行政内部においてもより明確になってきたといつてよいだろう。

例えば中央教育審議会は、1981年に「生涯教育について」を答申し、「今日、複雑に変化する社会環境の中で、国民の一人一人が各人の様々な生活課題に応じて必要な学習を行い、それぞれの個性、能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を享受できるようにすることが緊要な課題であり、また、社会の活力の維持・発展のためにも重要である」と述べ、「家庭のもつ教育機能をはじめ、学校教育、社会教育、企業内教育、さらには民間の行う各種の教育・文化事業等にわたって、社会に幅広く存在する諸教育機能を生涯教育の推進の観点から総合的に」構想している。ただ同審議会が文部大臣の諮問機

関であること、いかえれば、この審議会自体が行政のセクショナルリズムの中の一機関であることから予想されるように、この答申は、教育行政改革には言及していない。

しかし一方「臨時教育審議会設置法」にもとづき1984年8月に設けられた、内閣総理大臣直属の審議会である臨時教育審議会は、その各省庁を超越した特殊な立場ともかわり、教育行政改革もその検討内容にふくめた。^(注39)同審議会の内部には文部省改革論を主張する強硬論もみられ、^(注40)この改革の方向がひとつの論争点になっていることも知られている。そして、このような主張を含む臨時教育審議会が、どのような教育管理構想、教育行政構想をうちだすか、今後注目すべき点でもある。

Ⅳ むすびにかえて

以上Ⅰ、Ⅱにおいて1970年代の時代状況と、それを背景にしてわが国に半官半民のシンクタンクNIRAが設立される過程を概観し、あわせてNIRAの状況認識、またⅢにおいてそれをもとにしたNIRAの教育改革論をみてきた。

この時期に地球的規模で問題となる高度な産業社会が生み出した諸問題、日本の場合には直接には高度経済成長以後の社会状況に対処することを目的に、NIRAは設立された。そのNIRAが提唱した教育改革構想が生涯教育制度である。生涯教育論そのものは、全ての人に学ぶ機会をといるその趣旨からいえば、教育運動理念にも教育政策理念にもなりうる。わが国においても当初は、その両方の立場から生涯教育はとりあげられた。しかしだにそれは、教育政策の文脈で使われる傾向が強まる。この変化には、1970年代の社会状況が大きく影響したことはいうまでもないが、生涯教育論を教育政策の立場から意味づけたNIRAの研究も無視できない位置にある。

いふなれば同研究は、わが国において生涯教育論が教育政策としてとりあげられる、理論的基礎を形づくったと考えることができるのである。

(注)

- 注1 経済企画庁「シンクタンクの業務実態に関する調査」(1976年)の調査対象は、128となっている。
 注2 by Donella H. Meadows, Dennis L. Meadows, Jørgen Randers, William W. Behrens III
 注3 by Mihajlo Mesarovic, Eduard Pestel
 注4 大来佐武郎・茅陽一監訳『転機に立つ人間社会』,ダイヤモンド社,1975年,p.21
 注5 同上

- 注6 徳山二郎訳『未来の衝撃』,中央公論社,1982年,p.16
 注7 同上
 注8 徳岡孝夫訳『第三の波』,中央公論社,1982年,p.30
 注9 同上書,p.28
 注10 「政策要綱資料」,1978年11月27日,長富裕一郎『近代を超えて—故大平総理の遺されたもの—』下巻,大蔵財務協会,1984年,p.19
 注11 三菱総合研究所『日本のセキュリティに関する研究』,1975年3月,p.4
 注12 p.1
 注13 p.6
 注14 野口悠紀雄『シンクタンク』,東洋経済新報社,1970年
 注15 同上書,p.1
 注16 いずれも第71国会,衆議院,商工委員会(1973年5月9日)における近江巳紀夫委員の発言による。
 注17 最終的に可決された修正案の規定
 注18 第2部・I.1.新しい情報システム創出の基盤づくり
 注19 パンフレット「NIRA」(総合研究開発機構,1983年)による。
 注20 総合研究開発機構『現代日本の課題』,1978年,p.3
 注21 同上書,p.35
 注22 同上書,p.39
 注23 同上書,p.46
 注24 同上書,p.5
 注25 拙稿「日本国憲法第26条の構造と義務教育実現に関する一考察」(お茶の水女子大学心理・教育研究会『人間発達研究』第10号,1985年6月)参照
 注26 総合研究開発機構編,学陽書房,1978年
 注27 総合研究開発機構,1980年
 注28 『事典 日本の課題』,p.610
 注29 持田栄一『「生涯教育論」批判』,明治図書,1976年,p.39
 注30 「基本的認識」より
 注31 p.32~33
 注32 村上泰亮『新中間大衆の時代』,中央公論社,1984年,p.229
 注33 同上書,p.230
 注34 上野輝将「ナショナルリズムと新保守主義」,歴史学研究会・日本史研究会編集『講座日本歴史12』,東京大学出版会,1985年,p.102
 注35 総合研究開発機構『日本の生涯教育—その可能性を求めて—』,1980年,p.61

注36 同上書, p.64

注37 p.31

注38 p.33

注39 「教育の現状を踏まえ、未来を展望しながら、我が国教育行財政の抜本的な見直しを行わなければならない。」(臨時教育審議会「教育改革に関する第1次答申」1985年6月26日)

注40 例えば第1部会における香山健一の意見